

高校生世代の入院に係る子ども医療費助成制度

18歳到達の年度末まで、入院に係る医療費を助成しています。

払い戻し申請（償還払い）のため、入院に係る費用を医療機関へ支払った後、役場で申請をしてください。

※中学校卒業までの方や他の医療受給者証をお持ちの方は、そちらが優先です。今までどおり、お持ちの受給者証を医療機関へ提出してください。

助成対象者 町内にお住まいで、15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末までの方（配偶者の有無や所得による制限はありません）

助成内容 入院費に係る医療費の自己負担分（保険適用分のみ。個室使用料、食事代等、保険適用外の費用は対象外）

申請に必要なもの 領収書、健康保険証、振込先通帳等、印鑑（自己負担が2万1000円以上の方）、限度額適用認定証（健康保険から交付されている場合）、支給決定通知書（健康保険から交付されている場合）

問合せ先 戸籍保険課
☎95-1116



「学校生活管理指導表」作成費用の助成

令和4年度より、小・中学校（国立・私立・特別支援学校含む）に通う児童生徒の方が、アレルギー等により学校での配慮が必要な際に学校へ提出する「学校生活管理指導表」作成に必要な費用の一部を助成します。

助成対象者

アレルギーまたは心臓疾患・腎臓疾患を有すると診断されている児童生徒のうち、当該児童生徒が在籍または入学予定の学校長が学校生活管理指導表の提出を必要と認める者の保護者で、町内に住所を有する方

助成金額 年間 3000円を上限とする

申請期間

学校生活管理指導表を取得した日の属する年度内

※ただし、令和4年度用の学校生活管理指導表を令和4年3月末までに取得済みの場合は、4月末までに学校教育課へご相談ください。

申請場所

- ① 町内の小中学校に通う場合
↓在籍する学校
- ② 国立・私立・特別支援学校に通う場合
↓学校教育課窓口

※②の場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土日祝日、正午から午後1時を除く）

申請に必要なもの

- ▽大口町学校生活管理指導表作成助成金交付申請書兼請求書
- ▽学校生活管理指導表の作成に係る領収書の写し
- ▽振込先の口座の写し（申請者と同一名義に限ります）

問合せ先 中央公民館 2階
学校教育課 ☎95-4446



小学校入学式

4月6日（水）

南小学校

午前8時50分から9時まで受付

北小学校

午前8時40分から9時まで受付

西小学校

午前8時50分から9時10分まで受付

中学校入学式

4月7日（木）

午前8時10分から25分まで受付

入学式当日は、送付した『就学通知書』を受け付けへ提出してください。通知書が届いていない方や欠席される方は、学校教育課へ連絡してください。



問合せ先

学校教育課 ☎95-4446